

公益財団法人とっとりコンベンションビューロー職員退職手当規程（平成7年7月7日 規程第5号）

（趣旨）

第1条 この規程は、公益財団法人とっとりコンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）の職員（役員、任期付職員、再任用職員、非常勤職員、臨時的任用職員及び他の団体から出向又は派遣によりビューローに勤務する者を除く。以下同じ。）の退職手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（退職手当の支給）

第2条 職員が退職したときは、この規程により退職手当を支給する。

2 前項の退職手当の支給は、ビューローが各職員について独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部（以下「機構・中退共」という。）との間に退職金共済契約を締結することによって行うものとする。

（退職金共済契約の掛金月額）

第3条 退職金共済契約の掛金月額は、下表のとおりとする。

職 務	掛金の額
事務局長	月額30,000円
事務局次長	月額28,000円
館長	月額26,000円
副館長	月額24,000円
課長、専任課長	月額22,000円
課長補佐、主幹、主事、技師	月額20,000円
新たに職員となって36月を経過していないもの。 （25歳到達年度の末日を迎えたものを除く。）	月額16,000円

（退職手当の額）

第4条 退職手当の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）に定められた額とする。

（退職金共済掛金納付の停止）

第5条 休職及び休業（就業規則第29条に定める育児休業を除く）並びに停職及び業務上の負傷又は疾病以外の理由による欠勤により、現に勤務した日数がその月の所定労働日数の2分の1に満たない期間は、機構・中退共の掛金納付を停止する。

（退職手当の支給制限）

第6条 職員が就業規則第43条第5号の規定により懲戒解雇された場合には、ビューローは機構・中退共に退職手当の支給停止を申し出るものとする。

(退職手当の支給手続)

第7条 退職手当は、職員（職員が死亡したときはその遺族）に交付する退職金共済手帳により、機構・中退共から支給を受けるものとする。

2 職員が退職又は死亡したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、本人又はその遺族が退職又は死亡後速やかに機構・中退共に対して退職手当を請求できるよう、本人の退職又は死亡後遅滞なく退職金共済手帳を本人又はその遺族に交付する。

附則

この規程は、平成7年7月7日から施行する。

附則

この規程は、平成9年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年5月1日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の規定は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

第2条 前条の施行日の前日に在籍し施行日以後も引き続き在籍する職員については、当該職員が平成18年3月31日に退職したものとみなして改正前の規程に基づき算出した自己都合退職による退職手当相当額（鳥取県の職員の退職手当支給の例により算出した額）を精算支給するものとする。

附則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附則

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。